

東南アジア史学会第 71 回研究大会

報告要旨集

* この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり、研究大会当日に配布されたものではありません。

19 世紀後半マレー半島における労働構造 錫鉱業と華人労働者について

東條 哲郎 (東京大学大学院)

本報告の目的は、19 世紀後半マレー半島の華人錫生産における労働者雇用方法を分析することを通じ、その地域的な個性を見出すことである。19 世紀後半以降の錫需要の増大と、イギリスによる植民地化により、マレー半島は国際商品錫の生産地として輸出経済にくみこまれた。その中で、産出量が最大であったペラ州では、主に華人資本の採掘企業が、華人移民労働者を用い、労働集約的に採掘を行っていた。このテーマに関しては、植民地経済史や華人史から研究がなされている。これらの研究の問題点は、華人採掘を基本的に均質なものとして捉えていることにある。そこで、本報告では、ペラ州の行政文書などの分析を通じ、華人錫鉱業の地域的、時期的な差異について考察する。

ペラ州で最も早く錫鉱業の発展した州北部のラルツ地区では、植民地化初期の 1870 年代後半、「ラルツ型」鉱山経営と呼べる比較的大規模な採掘がなされていた。海峡植民地ペナンに拠点を持つ華人有力資本家が鉱山の運転資金を提供し、結社のネットワークを通じて労働者をリクルートしていた。鉱山では資本家と同じ結社に属する華人有力者が、鉱山主として、実際の採掘や労働者管理を行っていた。70 年代の錫価格と生産コストを比較すると、錫採掘による利益率は低く、渡航費前借し制や食料などの現物前貸し制、アヘン販売など、錫販売以外の利益が大きかった。即ち、労働者は鉱山の総合的な利益獲得手段として重要であり、労働者は結社によって管理、保護されていた。

この状況が変化したのが、1880 年代後半の錫ブームである。国際的な錫価格の急騰と輸送システムの整備により、州中部のキンタ地区での採掘が可能となり、「キンタ型」鉱山経営と呼べる小規模な採掘が開始された。キンタでは、選鉱技術の改善や精錬業の統合などの要因が加わり、小規模資本での採掘が可能となり、労働者出身者など多様な出自を持つ中小の華人商人が進出した。キンタにおける急速な発展は、新たな労働需要を生み出し、ラルツの華人労働者の多くが、集団的な逃散という形でキンタへ移動した。労働者の獲得に成功したキンタは、ラルツを採掘量で凌駕していった。「キンタ型」鉱山が労働者を獲得できた要因として、高賃金や配分制度などの好条件の雇用を提示があげられる。即ち、華人労働者は労働力としての重要性を増していき、結社による管理も弱体化した。

以上のように、キンタでの採掘の発展は、労働者に対する賃金支払い方法を、長期的前貸し制度から配分制へと変化させた。このことは、華人錫鉱業初期に見られた地縁などに基づく華人の労働者募集、雇用形態の解体を意味するものであった。

19 世紀中葉、南シナ海沿海秩序の再編 イギリス海軍とビン粵海盜

村上 衛（京都大学人文科学研究所）

アヘン戦争後の中国沿海における治安の問題については、後期倭寇や嘉慶の海寇などと比較して、十分な検討が行われてきたわけではない。従来の研究は主としてイギリス側の史料に依拠してイギリス海軍による治安回復を重視する研究と、漢文史料に依拠して中国海賊の活動を断片的に描く研究に分けられるが、いずれも使用史料に偏りがあり、また開港前の状況はあまり考慮されていない。

本報告は、イギリス海軍の中国沿海におけるインパクトを、南シナ海の沿海民の海賊活動との関係を中心に、開港前の状況を考慮しつつ再考し、沿海の秩序がどのように再編されたのかを明らかにすることを目的とする。史料としては、主にイギリス外交文書（FO）、海軍本部文書（ADM）を用い、清朝中央に残された档案を補助的に用いることによって史料的なバランスを考慮していきたい。なお、地域的には歴史的に海賊多発地域であった福建沿海を取り上げる。

19 世紀初頭以来、南シナ海沿海においては、福建・広東沿海民を主体とする嘉慶海寇の乱やアヘン貿易の発展とその分散化などにみられるように、治安と貿易の両面において清朝の支配が動揺していた。こうした中でアヘン貿易を契機に勃発したアヘン戦争は清朝の敗北に終わり、もはや清朝だけでは沿海の統制は不可能な状況に陥っていた。

南京条約の結果、五港が開港すると、貿易が開港場に集中する一方で、沿海地域は全体的な不況に陥ったため、沿海の貿易に従事してきた福建・広東の沿海民の多くが失業し、海賊活動を開始した。これに対し、清朝水師は有効な対応をとることができず、1847 年には福建南部で海賊の襲撃によってイギリス船に大きな被害が生じる事件も発生した。そこで翌年になるとイギリス海軍は海賊掃討の政策に転換し、福建人海賊は大打撃を受けた。

1850 年代になると、南シナ海沿海では、福建・広東沿海民の反乱が頻発したが、その中で、広東人海賊は拡大する商人ネットワークを利用しつつ、清軍水師として反乱鎮圧に活躍し、さらには太平天国鎮圧にも協力した。これにより当面の間、広東人海賊はその勢力を維持することになる。

一方、反乱の鎮圧後、廈門周辺などの特定の地域においては清朝地方官僚とイギリス海軍との協力関係が進展し、清朝官僚からイギリス領事への通報を受けてイギリス海軍が出動、海賊を捜索・掃討した。その結果、地域的な海賊は存続したものの、福建海域において大規模な海賊が編成される可能性はなくなり、外国船貿易については安全が確保された。以後、福建人海賊の影響力は低下した。

結果的に清朝はイギリス海軍を利用して福建人を中心とする海賊勢力を排除し、貿易を開港場に集中させることに成功した。また、海関における外国人税務司制度の成立と合わせて拡大する貿易を把握し、主要な財源を確保することも可能になった。かくして、清朝は、イギリスの力を利用することによって、沿海秩序のある程度の再編を成し遂げたのである。

ビルマ語散文仏教テキスト“Yasavaddhana Vatthu”（『称誉増大物語』1619）が文学として読まれるまで

原田 正美（大阪外国語大学非常勤講師）

“Yasavaddhana Vatthu”（以後、Yasa.と略記）は今日ビルマで、古典文学として知られ読み継がれている。本報告では、それが文学として読まれるに至った経緯を検討することで、Yasa.を取り巻く環境の変化の一端を考察し、Yasa.をはじめとする前近代期成立のビルマ語散文仏教テキストを再考する視座を明確にすることにある。

Yasa.はニャウンヤン王朝時に、王師タウンピーラ尊師により著された。ダンマパダの第24偈の注釈「クンバゴーサカの事跡」をもとに、称誉すなわち富、従者、名声、威徳が増大する教えを説いた。経、律、論にまたがり、注釈書をベースとしながら、復注にいたるまで種々のテキストに厳正に依拠し、それらを再編、翻訳することから成り立っている。内容からも、王位継承者の立場にあり、施主でもあった王弟の懇請に応えた様子が窺える。

しかし現在 Yasa.は、他の Vatthu という呼称を持つ一部の散文仏教テキストとともに、文学の分野におかれ、小説の起源と関連付けて語られ、物語として読まれている。そこに至るまでの経緯をたどるなら、王朝の崩壊による王室貝葉写本の放出（1889）、バーナード無料図書館の開設（1883）、仏教経典・典籍の出版を経て、貝葉が刊本となり、『アンソロジー』（1917）、『ビルマ文学史』（1937）の成立、ビルマ語教科書の拡充などによって、文学の分野に置かれるようになったこと、他方、1904年の vatthu という呼称を含む近代小説論争を境に、小説という形式が定着し、注釈書に含まれた事跡（物語）がビルマ文学における小説の起源に関連付けられる状況が見えてくる。

またミンドン王による大理石写本の公開と第五回仏典結集（1868-1871）、その後経典研究の空白期を経、過去の蓄積の古典化・風化が起こるとともに、第六回仏典結集（1954-56）版の成立という聖典回帰を背景として、次第に僧侶の経典研究における再編等の裁量や活動が失われる、経典仏教における変化もたどられる。

そのような後の変化を括弧に入れて Yasa.を見直すとき、それはセイロンから連なる経典研究に位置づけられ、Yasa.の内容はそれを取り巻く世俗世界に呼応したものであった。ビルマ語散文仏教テキストは、時代の趨勢の中で、再編・翻訳により、経典に還元できない新たな読みを付与しつつ、ビルマ固有の経典仏教の一端を形成してきたものと思われる。

インドネシアにおけるイスラーム主義と国民統合の行方

見市 建（日本学術振興会特別研究員）

本発表の目的は、現代インドネシアにおける政治イデオロギーとしてのイスラームと国家の成り立ちがいかに関係しているかを明らかにすることである。具体的には、第一に 1970 年代以降イスラーム世界全体で見られたイスラーム主義がインドネシアにおいてどのように浸透したのかを明らかにし、第二にそれがスハルト体制後の国民統合にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。

本発表ではまずインドネシアにおけるイスラーム主義の来歴を明らかにする。2001 年のバリ島爆弾テロ事件以降、ジャマア・イスラミヤ（JI）に代表される武装闘争派のイスラーム主義に注目が集まっている。JI は「国際的テロ組織」といわれるが、地域の歴史と深く関わっている。他方で JI は 70 年代以降インドネシアに浸透してきたイスラーム主義の多様な形態の一部であり、その存在を少数の例外と片づけるわけにはいかない。したがって、本発表ではまず 1940 年代から西ジャワなど数カ所でイスラーム国家樹立を目指して武力闘争を展開したダフル・イスラーム運動や、政党政治に参加し合法的活動を行ってきたマシュミ党から現代のイスラーム主義への歴史的な継承を辿る。またどのように「グローバル」なイスラーム主義がインドネシアに浸透し、それがどのような現実の運動を伴っているのかを明らかにする。すなわち 70 年代以降、大学キャンパスを中心に拡大してきた新しいイスラーム主義運動に、ダフル・イスラーム運動やマシュミ党を継承する諸運動が結びついたのが現在インドネシアで台頭しているイスラーム主義運動である。

発表者自身の論文を含めた既存研究が指摘する第一の点を確認したうえで、本発表で特に取り上げるのは第二のイスラーム主義と現代インドネシアの国民統合イデオロギーとの関わりである。スハルト体制下では建国五原則パンチャシラ（の第一項）による宗教多元的な国民統合が公的なイデオロギーとして採用され、イスラームは公認宗教の一つに過ぎなかった。他方のイスラーム主義はイスラームを政治的イデオロギーとして採用し、イスラーム共同体（ウンマ）の発展と拡大、イスラームに基づく社会統合を希求する。本発表ではスハルト体制下におけるイスラーム主義の拡大を概観するとともに、（政治実践的な関係を踏まえた上で）政治的な言説を分析することによってそれがどのように国民統合の論理と対抗ないしは融合してきたのかを明らかにする。さらにスハルト体制が崩壊した 98 年以降に顕在化しているイスラーム主義運動を具体的事例、すなわち大学キャンパスの運動を基盤に結成され 2004 年選挙で大躍進した福祉正義党、県や州レベルのイスラーム法執行運動など、によって示す。そして 98 年以降の国民統合の原理がいかなる変質を遂げ、結論として、それが従来のインドネシア政治の理解枠組みにどのような変更を迫っているのかを明らかにする。

ベトナム戦争下のフェミニズム

ベトナム女性連合の思想と運動 1965-75 年

片山 須美子（大阪外国語大学非常勤講師）

ベトナム戦争において、南北ベトナムともに大量の女性が直接的・間接的に戦争に参加したことはよく知られているが、「ベトナム女性の強さ」を示すエピソードとして語られることが多く、女性の参加が戦争の趨勢にどれほどの影響を実際に及ぼしたのか、あるいは女性たちの運動と思想はどのようなものであったのか、実証的・体系的な検証はほとんどなされていない。

本報告は、ベトナム戦争下の北ベトナムにおける女性大衆組織ベトナム女性連合の思想と運動を、フェミニズム（ナショナリズムあるいは階級闘争に対してある程度の自律性をもった、歴史的構築物としての女性解放の思想と運動）と位置づけ、ベトナム女性連合が独自の運動方針を打ち出して大量の女性の運動参加を促し、北ベトナム政府・労働党から女性政策を引き出し、「戦争の女性化」を生み出し、女性独自の歴史観を確立するに至るまでを明らかにして、女性運動が戦争に与えた影響を考察しようとするものである。

女性連合が 1965 年から開始したバーダムダン（3 つの担当）運動は、従来の研究では、女性が生産・戦闘・家庭の 3 つの領域を担当する運動とされ、男性の出征によって生じた穴を埋めるものと理解されてきたり、あるいは女性が家庭を担うとされていることが女性解放論からの後退であるとして西洋フェミニズムから批判もされてきた。しかしバーダムダン運動は、基礎教育・技術習得のための学校・学級運動、南部の女性ゲリラ兵士を描いた小説の読書運動、農業生産促進運動などを具体的な内容とし、女性が家庭や合作社、社会において主人となることをめざす幅広い大衆運動であった。1967 年には政府と労働党は、女性に関する 3 つの決議を発表し、クォータ制にもとづく女性労働者の雇用、女性幹部の登用、そのための環境整備をはからざるをえなくなった。それは、テト攻勢後の戦争退潮期に展開された「よい人よい事運動」や、農業の女性化、抗米救国青年先鋒隊の女性化と並んで、「戦争の女性化」とも呼べる状況を作り出して戦争期の社会を支えた。またベトナム戦争中に確立されていく「ベトナム民族四千年の歴史・雄王史観」に対し、母権制から始まる女性の歴史が語られ始め、1975 年には「ベトナム女性史」が確立した。

これらベトナムのフェミニズムの動きは、戦争に大きな影響を及ぼしたものの、大局を左右する政治勢力となるまでにはいたらず、戦時に一定の完成をみて固定化されたことにより、1975 年以降の全土社会主義体制下ではかえって女性運動の衰退を招くが、ドイモイ後展開することになる新しいフェミニズムを担う母体は残されたといえよう。

シンポジウム1《アメリカ・東南アジア関係研究へのアプローチ 冷戦期を中心として》 趣旨説明

中野 聡（一橋大学）

あらためて言うまでもなく、第2次世界大戦後、イギリス帝国の後退とアジア冷戦を政治・軍事的な契機として、東南アジア諸国にとってアメリカ合衆国との関係は、対決・同盟・中立いずれを選択するにせよ、それぞれの国家建設の行方に重大な影響を与える要素であった。さらにヴェトナム戦争・戦争後のいわゆる開発の時代を通じて、東南アジア諸国の多くは国際分業構造を通じてアメリカ市場と経済的に不可分に結びつき、さらにアメリカへの移民送出やアメリカとのビジネス・ネットワークの形成が経済的に重要な意味をもつようになった。さらに1990年代のアセアンの経済的躍進、1997年アジア経済危機とそこからの回復過程、中国経済の爆発的拡大、そして対テロ戦争とめまぐるしく展開する政治・経済状況のなかで、東南アジア諸国にとってアメリカとの距離のとり方は、常に重大な選択要素であり続けている。

このように両者の関係が相互に無視できない重要性を帯びているにもかかわらず、少なくとも日本において、アメリカ研究者と東南アジア研究者の学問的対話は、国際関係論など一部の領域を除くとあまり活発とはいえない。例年アメリカ学会と東南アジア史学会が同日に開催されがちなことは、互いに重複する領域がほとんどないという日本人研究者の「常識」の反映でもあるだろう。しかし、第2次世界大戦後の東南アジアに対する知の構築をアメリカが主導したこと、日本の少なからぬ東南アジア研究者がアメリカで学んできたことを考えると、アメリカ・東南アジア関係へのアプローチは、東南アジア研究者が何らかのかたちで多かれ少なかれ考えておかなければいけない問題であろう。

このように狭義の国際関係を超えた問題意識を前提としつつ、アメリカ・東南アジア関係生成の契機が第二次世界大戦後の冷戦構造にあったことをふまえて、このシンポジウムでは、フィリピンとアメリカの軍事関係を「日本要因」との関連にも注目して検討している伊藤裕子会員、1950年代後半から1960年代はじめにかけての対ラオス政策を中心にアメリカの対東南アジア政策に関する外交文書を検討している寺地功次氏（共立女子大学）、戦争の記憶や和解の問題も含めてアメリカのヴェトナム戦争史を検討している藤本博氏（南山大学）の三氏を招き、各氏がアメリカ研究にベースをおきながら対象としての東南アジアにどのようにアプローチしてきたかを含めて、各自の問題関心を中心に報告していただく。さらに東南アジア側にベースをおいてヴェトナムの戦時対アメリカ外交に関する研究を展開する遠藤聡会員にディスカッションとして参加していただき、今後の「アメリカ・東南アジア関係」研究へのアプローチの方向性について討論の場をもちたい。

米比同盟 その形成期と現在との比較を中心に

伊藤 裕子（亜細亜大学）

従来の米比関係史の研究は、米比植民地期の過去の記憶に大きく影響を受けてきたということができる。本報告で扱う米比軍事関係の問題においても、フィリピン独立後の米軍基地存続と同盟関係は、フィリピン・ナショナリズムやアメリカのニューレフトの立場からは、植民地時代から引き続くアメリカの支配的影響力やフィリピンの対米従属の象徴として受け止められることが多かった。本報告では、米比軍事関係を二国間のみ関係として論ずるのではなく、より巨視的な視点から米比関係を相対化して考察することにより、米比同盟の意義を再検討したい。

まずはじめに、米比同盟の形成過程、特に 1947 年米比基地協定と 1951 年米比相互防衛条約の成立過程をとりあげる。これらの取り決めをめぐるアメリカの政策は、アメリカのアジア戦略ことに対日政策によって大きく影響を受けながら形成されたものであったことを明らかにする。さらに本報告の後半では、半世紀を経たこの同盟関係の現状についての分析を試みる。2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロの勃発以降現在の米比軍事関係については、米比関係の「蜜月期」あるいは「米比軍事同盟の再興」「在比基地復活への礎石」などと表現する言説が一般的である。実際、1999 年の訪問米軍協定（VFA）に基づく各種の合同軍事演習が頻繁に行われているほか、フィリピンはアメリカの対テロ戦争を全面支持し、アメリカはフィリピンを “major non-NATO ally” と位置づけた。こうした米比関係は、米比に国間関係の文脈で見れば確かに同盟形成以来きわめて緊密な状況にあるとの印象を与える。しかし本報告では、現在の米比同盟をアメリカの包括的な対外戦略の視点から検証し直すことを試みる。

いずれの時期においても、アメリカ側の文書や史料にはレトリックの 2 面性、あるいは表面に打ち出される外交政策と軍事政策との間の齟齬が見られることに注目したい。米比軍事関係に関しては、NSC 文書や対外的に発信される声明・協定・条約などに表れるアメリカの対フィリピン政策と、政策決定のプロセスのなかに表れるアメリカの対フィリピン観との間に小さからぬ齟齬が見られる。それは換言すれば、米比同盟を主観的に評価するか、アメリカのアジア太平洋戦略のなかで客観的に位置づけるかの違いであるともいえよう。

史料は主として、同盟形成期に関しては機密解除されたアメリカの国防関連文書、現在の米比関係に関しては公開された公文書を可能な限り利用した。

東南アジアとアメリカ合衆国 転換点としての 1958 年

寺地 功次（共立女子大学国際文化学部）

第二次世界大戦後の東南アジアとアメリカ合衆国の関係を総合的に扱った研究書や概説書は英語でも日本語でも意外に少ない。東南アジアという地域概念も、そしてフィリピンを除けばこの地域との接触も、アメリカ外交にとっては比較的新しいものであった。東南アジアの多様性と多難な歴史は、アメリカとの関係においても一般化した解説を難しくしているとも言えるだろう。また、個々の東南アジアの国々とアメリカとの関係に関する包括的な研究も決して多いとは言えない。多くのアメリカ外交の研究者は、このような問題点を感じながらも、東南アジアに関する膨大な資料を前にして途方に暮れているのが正直なところかもしれない。

本報告の前半では、以上のようなことを念頭に置きながら、アメリカ政府による対外政策の基本方針を定めた国家安全保障（NSC）文書、特に 1950 年代を中心とする東南アジアに関する NSC 文書を手がかりとして、アメリカが東南アジアとの関係を包括的にどのように捉えていたかを時系列的に再検討してみたい。東南アジアの個々の国々に対するアメリカの政策に関する研究でも NSC 文書は個別に言及されることは多い。しかし、意外にもこの種の基本文書に関する包括的な分析はこれまでほとんど行われていないのが現状だろう。このような検討を行うことによって、反共主義や東南アジアの経済的重要性といった一般的によく指摘される要因を重視しながらも、具体的にどのような方策に基づいてアメリカは東南アジアへの影響力を行使しようとしたのかについて少しでも新たな知見を提供できればと考えている。

本報告の後半では、以上のような再検討を踏まえたうえで、1950 年代のアメリカの東南アジア政策における 1958 年という年の重要性を考察してみたい。もちろん、朝鮮戦争が勃発しそれと相前後してアメリカによる東南アジア諸国に対する軍事・経済援助が開始された 1950 年、そしてインドシナに関するジュネーブ会議が開催された 1954 年といった年のアメリカの政策における転換点としての重要性を本報告も軽視するわけではない。しかし、1960 年代以降の東南アジアへのアメリカによる泥沼化した軍事介入や硬直化した軍事独裁政権への肩入れを考察するうえで、インドネシア、ラオス、タイなどに対するアメリカの政策を 1958 年という年をひとつの転換点として再考察してみるのも意義深いことではないかと考える。転換点としての 1958 年という仮説が、シンポジウムでのひとつの議論のきっかけになればと考えている。

ヴェトナム戦争と「ソンミ虐殺」 「アメリカ合衆国の戦争」とその遺産

藤本 博（南山大学外国語学部）

現在、経済のグローバル化にともない世界諸地域において異文化摩擦が顕在化しており、こうした摩擦を克服するために、異文化理解（相互理解）を前提とした多文化的共生の実現が課題となっている。このような中で、アメリカ合衆国(以下、アメリカ)外交史研究においても、アメリカ中心の「一国史」的視点ではなく、「国際史」(international history)の視点から、アメリカ外交が対象とする国・地域との相互関係史をふまえた研究を進めることの重要性が強調されている。例えば、アメリカ側からアプローチするヴェトナム戦争史研究について言えば、「他者」であるヴェトナムを視野に入れ、アメリカのヴェトナム介入政策がヴェトナムの社会に与えた影響やアメリカーヴェトナムの相互関係史を研究する必要性が提起されている。また、近年、戦争長期化回避の可能性についての是非をめぐり、アメリカとヴェトナム両国の戦争当事者による対話の試みがなされてきた。

本報告は、以上の状況をふまえ、アメリカのヴェトナム戦争政策の帰結とも言うべき「ソンミの虐殺」(アメリカではこの事件を「ミライ[My Lai]の虐殺」と呼ぶ)[事件発生は1968年3月、露見は1969年11月]を対象に、東南アジア(本報告ではヴェトナム)との相互関係を射程に入れたアメリカ外交史研究の可能性を示唆する一試論である。報告では、第三の点に力点を置きながら、以下の三点について考えてみる。

第一に、「ソンミの虐殺」露見の歴史的意義について考察する。その露見はアメリカにおいて自国の軍事介入政策の正当性・道義性を問いかける一つの象徴的契機となったが、その背景として、米軍によるヴェトナム民衆大量虐殺という「加害」の事実に着眼することにより、アメリカの人々の眼に「他者」であるヴェトナム民衆の姿が射程に入ってきたことが重要である。

第二に、とくにヴェトナム戦争終結以降、アメリカにおいて「ヴェトナムの記憶」は主として「自国中心」の内向きの文脈で語られ、ヴェトナム軍事介入目的に対する肯定的評価と米軍兵士の英雄的精神が賞讃される状況下で、「加害」の視点の希薄化が進行してきたことを明らかにする。

第三に、第二の状況がありながらも、1990年代以降、少数派ではあるが、「ソンミの虐殺」の記憶継承の動きが見られることに注目する。報告では、この動きの一事例として、米ヴェトナム帰還兵(Mike Boehm)が主宰する「ミライ平和公園プロジェクト」(My Lai Peace Park Project)をとりあげ、そのプロジェクトの目的と活動内容を紹介しながら、外に開かれた「ソンミの虐殺」の記憶継承を通して「他者」であるヴェトナムとの対話と共生の努力が試みられていることの意味を検討する。

シンポジウム 2 《地方分権化という課題を考える インドネシアの事例から》 趣旨説明

永淵 康之（名古屋工業大学）

地方分権化は近年世界的な潮流となっている。東南アジア諸国も例外ではなく、1990年代にはいるとフィリピン、ついでタイで地方分権にむけた法制度が施行された。もちろん、東南アジアにおいては植民地期から統治体制の巨大化が問題となっており、地方分権化は新しい課題ではない。しかし今日の潮流は、一方では冷戦以後の国際秩序の変化と開発主義による経済成長の限界が指摘されるなかで中央集権体制の意義がとわれ、他方では国民の政治意識の高まりに呼応して政治的民主化が推進されてきたことを特徴としている。こうしたさけがたい情勢のなかで、1999年に法案が可決され、2001年から実施されたインドネシアの地方分権化は、この世界的潮流を考えるうえで興味深い事例を提示している。中央集権的官僚組織のうえにたつ権威主義的長期政権であったスハルト体制が崩壊し、民主化への要求がかつてない規模で高まりをみせ、予断を許さない経済危機のなかでインドネシアの地方分権化ははじまった。非常にラディカルで地域ごとに複雑な状況をうみだしたこの分権化は、たんに経済学的議論にとどまらず、地方における政治的・代表権の文化的正統性をめぐる歴史認識をもふくめた多様な論点を提議しているのである。

本シンポジウムは、地方分権の問題を中央と地方の両者の視点からさまざまな論点をうかびあがらせ、総合的に検討することを目的としている。最初の報告者・臼井は、中央省庁において実際の財源分配の業務監査にあたった経験にもとづいて、経済学的視点から地方分権化の意味、財源分配システムの現状、それがはらむ問題点を整理する。次に、インドネシアの地方社会で長期の文化人類学・社会学調査をおこなってきた山口、奥島、島上が3つの事例を報告し、地方分権が地方においてどのような意味をもち、何をもたらしているかを考える。山口は、天然資源などの地方財源にとぼしいスラウェシ東南部のプトン社会における新州分立にむけた動向をとりあげ、地域の可能性の拡大を目的とする地方分権化が、経済的利益というよりはむしろ文化問題として受けとめられ、歴史意識の再構築がはじまっている現状を報告する。奥島は、対照的に広大な内陸部と豊富な財源に恵まれたカリマンタン北東部で、各地域・民族社会がやはり根づよい歴史意識にもとづいた分権化を推進しつつ、その歴史的係争の焦点となってきた石油と国境地帯という地域固有の利権をいかに獲得・保持しようと画策しているかを明らかにする。そして島上は、スラウェシ南部タナ・トラジャにおいて、住民にもっとも身近な最小行政単位である村落が、国際援助機関・NGO・慣習社会連合・地方政府など多様なアクターの力学のもとに、「慣習復興」を軸として再編された背景と問題点を明らかにする。最後にインドネシアの地方分権について論集をまとめている松井がコメントをおこない、今後とわれるべき視点と課題を整理する。

民主化の流れと呼応する地方分権化を一方向的に肯定する傾向は強い。しかし、各報告から明らかになるように、中央と地方のどちらにおいても地方分権化は多くの問題をはらんでいる。また、生活と経済との関わり、国家の役割、歴史意識といった大きな問題の考察を、地方分権化という課題はさけてとることができない。肯定と否定の両面を考慮した総合的な視野から、バランスのとれた議論をどのようにくみだせばよいのか。「地方分権化という課題を考える」と題された本シンポジウムはそれを模索するひとつのステップである。

インドネシア地方分権化政策の評価 ビジョンなき改革？

白井 則生 (関西大学)

地方分権化は先進国、途上国を問わず世界的潮流となっている。長く中央集権的統治が行われてきた東南アジア諸国も例外ではなく、80年代なかばの体制変革から分権化へ歩み始めたフィリピンに続き、90年代にはタイ、インドネシアが分権化を実施した。東南アジア諸国の分権化にはその根底に民主化があり、集権的開発政策の行き詰まりのなかで新たな開発システムとして分権化が実施されている。分権化が目指す新たな開発システムは、公共サービスに関する意思決定を住民に近いレベルの政府に移管し、地方のニーズに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。委譲される権限は地方の行政能力を反映し、同時に委譲権限を執行するために必要な財源保障が必要となる。本報告では2001年よりラディカルな分権化政策を実施したインドネシアについて、分権化に至る政治経済的背景と分権化政策の主たる問題点を整理する。

インドネシアにおける分権化はアジア危機にともなうスハルト体制の終焉、民主化要求の高まり、民族問題の激化のなかで、国家分裂を回避し、同時に脆弱な政治基盤を分権化による地方の支持拡大を通じて乗り切ろうとしたハビビ政権の政治的産物として生まれた。分権化のターゲットが州ではなく県となっているのは、50年代の地方独立運動の主体が州政府であったという歴史的事実の他に、より多くの地方政府からの支持獲得という政治的意図が反映されている。99年の分権化二法成立以降、総選挙、大統領選挙など不安定な政治情勢のなかで十分な政策準備が行われないうまま2001年より分権化政策が実施された。

インドネシアの分権化政策の最大の問題点は、地方政府に対する不明確な歳出責任の移転と比較的明瞭な歳入権限の移転にある。限られた中央政府権限以外、ほぼ全ての歳出責任は明確な定義のないまま県政府に委譲され、州政府には主に調整的役割が与えられる一方で、地方税、歳入分与、一括補助金、特定補助金を通じた歳入権限が与えられた。分権化の主体である県レベルでは歳出責任に対して大きな混乱が生じており、ナショナル・ミニマムも設定されていない。同時に、不明確な歳出責任は、地方政府が公共サービスを提供する上で必要となる財源を保障する政府間財政システムの妥当性に関する評価そのものを不可能にしている。地方財政の特徴は、限られた独自財源と天然資源の歳入分与による地域間格差の拡大のなかで、一括補助金による地域間格差の補正能力が配分システムの欠陥と政治的介入により著しく阻害されていることにある。同時に現状の補助金配分システムは新政府設立と地方行政組織改革を阻害するインセンティブを包含している。地方政府の乱立は深刻な問題となっており、分権化以前に300以下であった県政府数は2003年で432に達している。分権化により約200万人の中央政府スタッフが地方に転籍となり、地方政府は大幅な過剰人員を抱えているが、地方政府の人件費を保障する一括補助金の交付を通じて地方行政組織改革が阻害されている。さらに、県政府に与えられた独自財源は限られており、歳入は中央政府からの一括補助金ならびに歳入分与に強く依存しているため、受益と費用の明確化、財政責任の明確化は著しく阻害されている。

インドネシアの分権化に見られるさらなる課題は垂直的ならびに水平的な政府間協調システムの欠落にある。分権化はボトムアップないし住民参加を通じた地域ニーズの発現とそれに基づく公共サービスの提供に主眼を置く。そのためには住民のニーズを効果的に汲み取る制度が地方政府組織に組み込ま

れなければならない。最小行政単位としての村落レベルでの十分な民主化が不可欠であり、そのために村落レベルの行政システムの改革が図られた。しかし、村落レベルの民主化の進展は地域により大きな差違をみせており、伝統的コミュニティの復活を通じて住民参加を促進する地方がある一方で、依然として旧来の形式的住民参加に留まる地域もある。さらに留意されるべき点は、分権化が必ずしもトップダウン要素の不要性を意味してはいないことである。国家優先事項の推進、公共サービスにおける外部性など、分権化後も上位政府による介入は不可欠であり、同時に近隣政府と協調が必要である。特に開発計画ならびに予算編成においてこの問題は重要であり、地方の開発計画と予算は垂直的(上位政府)、水平的(近隣政府)な連携が保たれなければならない。長く続いた中央集権体制への反動から、地方主体のボトムアップ・システムの確立という一面が地方政府、中央政府、さらには分権化を支援する援助機関によって強調されているが、問題の本質は地方を主体としながら、かつての直接的介入とは異なる形でいかに中央と地方の協調関係を確立するかという点にある。インドネシアの分権化が抱える多くの問題点は、分権化された行政システムに関する明確なビジョンを描くことなく、ラディカルな分権化を押し進めていることから派生している。ビジョン無き改革は今後も多くの問題を露呈させ、その都度局所療法的な対応が図られるリスクを孕んでいる。

「アイデンティティ」の境界

東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向と背景

山口 裕子（吉備国際大学）

地方分権化がすすむ今日のインドネシアでは、県・市、州の分立があいついでいる。地方が分立を要求する背景はさまざまだが、一般的には行政サービスの向上や地域開発促進などへの期待がある。一方分立を容認する中央には、自治の重点を県・市におき、州を中央の代理機構とすることで州に対するコントロールを強化するねらいがある。本発表では、東南スラウェシ州・旧ブトン県における地方自治体分立の動向に焦点をあて、その背景を探求する。

東南スラウェシ州は、天然資源などの地方財源に乏しく、資源富裕地方とは対照的に、自然資源の利権をめぐる中央とのせめぎあいをほとんど経験してこなかった。旧ブトン県は、その中でもさらに社会的、地理的周辺に位置している。旧ブトン県においては、2001年から2003年にかけて1市、2県が分立した。新県分立の過程では、県の名称や境界、そして県都や県知事の決定をめくり、当該地方内部の諸集団間の対立が表面化した。母体となる旧ブトン県政府が折衷案を提出したことで分立は達成された。その結果社会内部に潜在的な対立構造をかかえたまま、財政的にも脆弱な新県が誕生している。

旧ブトン県が新市・県の分立を支持した背景には、旧ブトン県とムナ県からなる新州分立へむけて「一州は最低3つの県・市からなる」という条件を満たそうとしたという事情がある。現在のところ新州分立運動はごく初期の段階にあり、地元エリートを中心として、出身階層や階層内の派閥ごとに複数の準備委員会が組織され、それぞれにインフォーマルな協議が行われている。新州分立の目的は、アクターらによってしばしば「失われたブトン人の誇りを取り戻す」というやや抽象的な言葉で表現される。そこで共通の焦点となっているのは、旧ブトン県とムナ県に匹敵するブトン王国の領有範囲を境界とする新州の分立である。本報告では、アクターが分立運動の動機として強調するところの、ブトン人が社会的に周辺化され「誇りを失ってゆく」1960年代から70年代にかけての「経験」を、当該地域の近現代の歩みの中に位置づけ考察する。

さらに、1999年ごろ新州分立運動に前後して始まった文化・政治的動向として、ブトン王国時代の歴史や政治制度の再考運動に着目する。ポスト・スハルト期の民主化に伴う言論・結社の自由化や「慣習復興」ムードを背景に、分立運動を担うことになるアクターらが、いくつかの「ブトン文化復興」を目的とする協会を設立した。雑誌発行やセミナー開催を通して、「優れたブトン王国の統治機構」を地方分権化のひとつの理想的モデルとして提示し、王宮を中心に支配層と平民層が同心円状に有機的に広がるブトン王国の空間配置を強調している。これらは「ブトン王国の領域を踏襲する境界をもつ新州」という考えに対して文化的・歴史的正当性を与えるための言説になっている。現在では、これと同じ内容の言説が平民層の間にも流通しており、「かつて共にブトン王国を形成した」という歴史意識の共有が見られる。

本報告をとおして、旧ブトン県においては、地方分権化が、行政サービスの向上や地域開発促進のみならず、歴史的歩みの中で醸成されてきた社会固有のアスピレーションの実現の好機としてとらえられていることを示していく。

国境と石油をめぐる闘争史

東カリマンタン州の地方分権化と新州分立の過程

奥島 美夏（神田外語大学）

1999年の法案成立以来、大々的に推進されているインドネシアの地方分権化政策は、地方自治体の乱立と中央政府の財政負担増大という問題をうみだしている。これはスハルト体制下の中央主導型の地方行政を廃し、「小さな政府」による公共サービスの向上と効率化をめざして地方自治体、とりわけ第2級自治体である県・市へ権限委譲と財政分配をおこなったところ、かならずしも十分な財政と責任能力の審議を重ねることなく既存の地方自治体から新たに分立する自治体が急増したためであった。

この事態は本格的な分権化が実施される以前の状況にも根ざしていると考えられる。すなわち、(1) 1980年代からの5カ年開発計画において地方開発政策は都市化と地方政府の整備を射程にいれ、自治体統廃合（pemekaran dan pengurangan）をふくむ行政区画再編を試行してきたこと、(2) しかし、このような開発は商業地や政府所在地（州都、県庁など）の周辺を重点領域としており、植民地時代以来の国内中心地域であるジャワ、スマトラなどその他の地域の格差だけでなく、一地方内における中央部と周縁部の格差をも拡大してきたこと、の2点があげられる。こうして開発の発展段階としての区画再編がある程度全国に浸透する一方、周縁部では国家や地方の中央部に対する不満が募り、分権化によって州・県・市・郡・村落という垂直関係の箍をはずされたとき、各行政単位をできるだけ細分化することで政治経済的利点を地域内に確保するという形で噴出した。いいかえれば、中央政府は冷戦終結へと向かう流れの中で地方自治への政策転換を模索してきたが、スハルト政権の崩壊によって未完成な地方行政体系に一気に権限と財源を与えてしまったのである。

本研究では、この自治体分立と行政区画再編による地域内格差の是正という問題と、それに対する地元社会の認識のあり方について、東カリマンタン州の事例から考えてみる。植民地時代以来ほぼ踏襲されてきた村落・郡・県の安定した行政区画、石油・ガスなどの天然資源による国内第1位の住民所得など、さまざまな面で恵まれたこの州では、比較的合理的かつ平和的に近郊村落や郡の統廃合がすすめられてきた。国内第2位の州面積と人口過疎という特徴をもつ当州では、行政サービス向上のためには、点在する集落から地方政府へのアクセスにかかる時間と費用を最小化する必要がある。したがって、遠隔地の人口を利便のよい地域にまとめる再定住政策とともに、郡・県といったより上位の行政単位を分立させて政府機関を増やすことに主眼がおかれ、地方分権化のパイロット・プログラムが全国で開始された1995年には県・市の分立に加えて第1級自治体である州の分立も提唱された。

この新州「北カリマンタン（Kalimantan Utara）」の分立には、東カリマンタン州の南北地域にみられる政治経済格差を是正するという目標がある。南部は州都、商業中心地およびおびただしい油田が集中する先進地域であるのに対し、北部は国境の自由貿易地域とまだ未開発の石油などの資源はあるものの、島嶼部の油田都市を除いて開発からとりのこされてきた。これは独立からインドネシア共和政府への統合を経て、中央寄りの州南部が事実上州政府を掌握した結果でもあった。そのため、埋蔵資源の開発はおろか、衛生、教育といった基本的ニーズも満たされなかった北部は、州として分立することで政治的主導権を回復したいと望んでいる。しかし、早期から構想されていたにもかかわらず、新州をなす5地域（4県1市）が中央から還元される莫大な石油・ガスの歳入分与を失う危険性や、既存州が北部の埋

蔵資源や国境という利権へみせる執着などが指摘されると、官僚主導の分立構想や北部5地域の結束のばらつきなどへの批判があいつぎ、分立はなかなか進展しないている。

実のところ分立実施の遅れは、現地社会の複雑な感情をも反映している。「北カリマンタン」は、1960年代前半に隣国ブルネイや東マレーシアをふくめたカリマンタン（ボルネオ）島北部全体を統一国家とする構想に端を発していた。それらの地域と歴史的・民族的関係の深い北部は、石油により巨万の富を築いた地元王国ブルンガンを通じてこの新国家を自らの陣営にひきいれるべく画策するインドネシアとマラヤの間でゆれうごき、ブルンガン王族の一部がマレーシア側へ加担したことにより、インドネシア国軍による王族虐殺と王都焼き討ちをもって独立も地方の主導権も絶たれた。植民地時代から国境と石油をめぐる中央対地方、地方対地方そして国家間の争いに翻弄され続けただけに、北部社会は今回の北カリマンタン州構想を民族・地域復興の機会である反面、過去の悲劇や政府官僚の利権争いをも再現する危険をはらむものとして慎重にうけとめており、行政改善を最も必要とする農民・労働者・学生といった大衆アクターを活性化しながら、最大公約数の民意にもとづく「民主的」州の実現を試行錯誤しているのである。

地方分権化と村落自治

タナ・トラジャ県における「慣習復興」の背景と問題点

島上 宗子（京都大学大学院）

住民参加、グッド・ガバナンス、先住民の権利、土着の知恵を重視する世界的潮流の中、慣習復興の動きが世界各地で活発化している。インドネシアも例外ではなく、1999年地方行政法は、地域の固有性と慣習にもとづく村落自治の尊重・認知の方向性を打ち出した。しかし、動きだした慣習復興の実態を地方レベルで検討していくと、さまざまな問題を孕んでいることがわかる。本報告は、南スラウェシ州タナ・トラジャ県における慣習復興のプロセスとアクターを検討することにより、慣習復興がもつ意味と問題点を地方の文脈の中から考察することを目的とする。

報告ではまず、植民地期以来、国家はいかに村落を定義づけ、行政機構の中に位置づけてきたのかを法的枠組みに着目しながら概観する。特に、地域毎に多様な村落を「デサ」と統一し、大規模な村落再編と機構の画一化を進めた1979年デサ行政法と1999年地方行政法を対比させることにより、1999年法制定の意味を明確化させる。次に、タナ・トラジャ県において、トラジャに固有な村落単位といわれる「レンバン」の復興を定めた県条例が制定されたプロセスを検討し、制定へと導いた主要なアクターと背景を整理する。ここで注目したいのは、スハルト退陣後の民主化と国際機関の支援を背景に、「慣習社会」の権利擁護を掲げたNGOがその政治力を強め、中心的なアクターとして慣習復興を主導した点、また、スハルト体制を批判・否定する改革機運の下、「1979年デサ行政法＝諸悪の根源、慣習復興＝その解決策」との図式が社会で広く半ば無批判に共有されていた点である。

以上を踏まえ、報告の後半では、レンバン復興のプロセスから明らかになった主な問題点と課題を整理する。第一に、トラジャの人々自身の間でのレンバンに対する共通認識の欠如である。県条例の制定により、253のデサが114のレンバンへと合併再編されたが、タナ・トラジャ県における村落再編の歴史を検討すると、「復興」されたレンバンは、1990年代後半に次々と分割されたデサをそれ以前の形に機械的に戻したものが多く、また、度重なる村落再編と社会変化を経て、慣習にもとづく自治の単位が地元住民にとっても不明瞭となっているケースも少なくない。1年足らずの間に敢行されたレンバン復興は、合併反対などを訴える住民デモを頻発させ、このほかにも次のような問題点と課題を表出させた。1) 慣習復興は“封建主義”の強化を招かないか、2) 村で必要とされる民主制度とは何か（近代的議会制度か、“伝統的”合意形成システムか）、3) 社会変化を経験した地域で慣習復興はどこまで妥当か。

タナ・トラジャ県におけるレンバン復興は、地域の固有性にもとづく村落自治を地方レベルで具体化させようとした試みとして評価できるが、国際機関・地方政府・NGO・慣習リーダー、地元住民など、各アクターのそれぞれの利害・思惑の中、十分な歴史・現状認識と具体的なビジョンを欠いたまま展開されたということが出来る。そのプロセスの中で表出した問題点は、近年世界各地で活発化している慣習復興の意味を考える上で、重要な論点を提示していると思われる。

シンポジウム 3 《開拓社会の形成と変容

20 世紀メコンデルタの開発を中心に》 趣旨説明

高田 洋子（敬愛大学）

メコンデルタには人間の制御が及ばない厳しい自然環境がある。雨季のメコン川の洪水は、後背地を一面の浸水地帯にし、排水不良の凹地は酸性硫酸塩土壌となる。乾季になれば本流の水が届かない奥地は干上がり、海岸低地は潮汐運動に伴い海水による土壌汚染が進む。従来、人間の居住は浸水を免れるデルタの微高地上に限られ、環境適応型の農業が営まれていた。

タナ・トラジャ県におけるレンバン復興は、地域の固有性にもとづく村落自治を地方レベルで具体化させようとした試みとして評価できるが、国際機関・地方政府・NGO・慣習リーダー、地元住民など、各アクターのそれぞれの利害・思惑の中、十分な歴史・現状認識と具体的なビジョンを欠いたまま展開されたといえる。そのプロセスの中で表出した問題点は、近年世界各地で活発化している慣習復興の意味を考える上で、重要な論点を提示していると思われる。

メコンデルタの人跡未踏の大自然が「開拓地」に変わる契機は、20 世紀初頭にフランス植民地政府が浸水地の排水機能を兼ねた大運河をいくつも掘削し、輸出米の増産に向けて、自然環境の大規模な改造を開始したことにある。密林や葦に覆われていたメコンデルタの運河沿いに、稲作中心の開拓社会が誕生した。デルタの水田面積は 19 世紀末から 20 世紀初頭のわずか 30 年間に倍増したのである。

メコンデルタの農業生産力が次に急上昇したのは、ベトナム戦争後から組織的に掘削された第 2 次・第 3 次運河の完成を基礎とする。網の目のように拡大した水路網とポンプ動力のおかげで灌漑が可能になった地域に、緑の革命が普及し、さらに多角的農業生産の道が開かれた。集団農業システムが後退し、1988 年以降に家族を単位とする農業経営への移行および市場経済化の流れが本格化したことも、メコンデルタの農村社会を大きく変貌させた。

20 世紀のメコンデルタ開発の特質を考える上で、重要な点のいくつかをあげるとすれば、まず(1) 農業生産力の増大に強力な政府が果たした役割の大きさである。水利事業の推進のみならず、近代的土地所有の制度や労働力再配置の諸政策においても政府の主導的な存在が目立つ。次に(2) 開発のなかのエスニック・グループ間関係の変化や開拓によって生じた「民族」の問題を見逃すべきではない。先住民族 Khmer や Cham と後に入植した Kinh や Hoa の固有の社会構造や関係史を研究することは不可欠である。さらに(3) 排水運河という近代的技術によるデルタの自然改造の方法が、環境および社会に与えた影響を追求することである。開発の環境への負荷はどのようなものか、大小の運河を含んで成立した開拓社会の特徴や構造も具体的に研究する必要がある。

本シンポジウムでは、上記の 3 つの問題群に関わる報告を、それぞれ歴史学、人類学、農学の方法論を用いる 3 人の方にご発表いただく。さらに 2 人のコメンターの方には、開拓社会に労働力を供給する側の人口稠密な紅河デルタ農村との比較を、また同じくインドシナ半島の大河デルタで輸出米生産を通して資本蓄積の面で先行するチャオプラヤデルタとの比較をお願いした。

臨地調査を踏まえた最新の研究成果を基に、「移動」「開拓・入植」「共同体」「エスニック間関係」「農業発展」「政府と農民」「環境」等をキーワードに用いて、20 世紀メコンデルタ開発の特質をめぐる討論を進めたい。

ドンタップムオイ地域における開拓村の現況 - ドイモイ後入植政策の帰結

大野 美紀子（神田外語大学非常勤講師）

一連のドイモイ政策の中で 88 年 10 号決議は紅河・メコン両デルタ農村に深刻な農地不足と使用権をめぐる農民間の土地紛争を引き起こし、中央政府は土地を失った農民に対して新たに土地を支給するために国内過疎地域への移住政策を実施して救済・紛争事態の沈静化を図った。80 年代末～90 年代初まで中央政府主導の国内移住政策が全国的に展開された結果、北部山地・中部高原・メコンデルタ広大低地には多くの開拓村が成立した。

メコンデルタ広大低地ドンタップムオイ地域は 75 年以降に中央および省政府の投資によって幹線運河を建設し人工の高み＝居住地を築き、全国から入植者を受け入れることによってメコンデルタ有数の稲作地域に生まれ変わった。現在この地域に成立する行政村の多くが新経済村と呼ばれる開拓村である。本報告が紹介するカインフン行政村も上記の経緯を経て 89 年に成立した。同村はドンタップムオイ最奥部かつカンボジア国境に位置し、民は入植年次の新旧や出身地の別はあれすべて入植者である。

カインフン行政村の成立経緯と現況分析からセッションテーマである 20 世紀メコンデルタ開発の特質に係り本報告が提起しえる論点は以下である。

1. メコンデルタ開発における政府の主導性について：幹線運河建設が不可欠であったドンタップムオイ地域開発では中央および各省政府のインフラについて主導的役割を果たしたが、新天地における入植者の生活を保護したのは帰属集団とそのリーダーたちの才覚であり、ときに入植者間の取り決めを政府が追認する状況も発生し、政府が発揮した主導性は政策すべてを貫通するものではなかった。
2. 開発のなかの「民族」問題、とくに先住クメール族と後に入植したキン族の関係について：カンボジア国境に隣接するカインフン行政村内にクメール族集落がある。この地域の歴史的経緯からみてもおそらく 78 年ベトナム-カンボジア紛争によって戦場となるまでは両民族混住が常態であり、両者のアイデンティティの相違が先鋭化することはなかっただろうと思われる。しかし、80 年代以降ベトナム側政府による地域開発とキン族の集団入植は「民族」問題を引き起こす可能性を秘めている。移住政策によって新たに入植したキン族の多くはロンアン省南方各県や北部紅河デルタから来た人々であり、クメール族との混住経験がない。政府の移住政策の背景には、国境地帯をキン族が埋めることで国境防衛を担わせる意図があると思われる。現在、現場レベルにおけるベトナム - カンボジア関係は発展を志向している。省政府はカンボジアとその後背タイとの通商が経済発展に貢献することを望んでおり、すでに主要農産物である米の輸出・地域住民のお手軽な国外観光旅行や国境貿易の場として利用されている。また、カインフン行政村周辺では国境を往来するクメール人日雇い労働者の雇用が常態化している。雇用労働の在り方は、開拓村のひとつの特質を表出している。この開拓村では村民間が雇用の場をシェアするという母村に見られた互助が成立しにくく、農繁期の極端な雇用需要の集中は季節労働者の流入および村内仮寓者の増大要因となっている。
3. 開発がもたらした環境への負荷について：ドンタップムオイ地域は無人の野から有人の野、メコンデルタ有数の穀倉地帯へと劇的な変化を遂げたものの、その生態条件により稲作に特化するしかない。遠隔地に立地することもあって農閑期には完全失業を余儀なくされている。開発が与えた環境への負荷は、上述した農繁期の一時的人口流入と農閑期の完全失業を繰り返す不安定な社会を生み出したことといえよう。

流動性から見たメコンデルタの親族構造

中西裕二（福岡大学）

村落の社会構造の基盤となる家族・親族に関する観念・組織の調査研究は、文化人類学において代表的かつ古典的な研究領域である。1980年代後半から始められた日本人文化人類学者によるベトナム研究においても、親族組織はキン族社会を理解する中心軸とされてきた。それらの諸研究では、ベトナム北部キン族の村落における、漢民族のリニージあるいはクラン（氏族）組織の受容とキン族的な再編成が中心であった。その一方ベトナム南部の村落は、北部に見られる親族理念、それに基づく組織化が希薄だと言われる。実際、報告者が1995年～96年までの約8ヶ月間、そしてその後数度の現地調査を行ったソクチャン省D村ではその点が顕著であった。本報告は、私が現地調査を行った当該地域の親族のあり方を、どのような文脈の元で解釈すべきかを検討するものである。

報告者が現地調査を行ったソクチャン省のD村では、(1)北部村落で見られるようなリニージ組織の未発達、あるいは不在、(2)北部村落に見られる親族イデオロギーの希薄さ、とくに末子あるいは末娘による両親の扶養と世帯の継承、の2点が顕著であった。北部村落で指摘されるような親族構造、とくにリニージ構造（ゾンホ）は極めて希薄で（存在しないと行った方が良いかもしれない）、親族関係は世帯を中心とし、自己中心的な範囲で限定的に認識されていた。リニージ結合を再確認する場として機能する祖先祭祀も同様である。

この親族構造を理解する上で、民族接触に伴う文化変容というモデルが第一に挙げられるだろう。D村はクメール人、華人、キン族が混住し混血化した村落という特徴を持ち、人口数でマジョリティであるクメール人の親族は、リニージ構造の不在、末子（とくに末娘）による世帯継承に特徴づけられるからである。だがこの議論は、家族・親族の理念や構造を民族文化の本質的屬性と見なす、という文脈に基づいており、それは本質主義的誤謬を犯す危険性をはらむ。むしろベトナムのキン族のリニージ体系を、王朝期の社会的規範、あるいは近代により相対化された「伝統」の理念という政治的（＝文化的）文脈から把握し、ある意味、その政治的関数の産物と見みなす視点が必要ではないだろうか。正統性をもつ「伝統」理念が親族のあり方に反映され、それへのアクセス回路としての親族、あるいはリニージ体系という意味への考慮である。従って私が調査地で見えた親族理念や構造は、移住により、その制度、あるいはイデオロギー体系から切断された、あるいは周縁化された文化と概念化できるのではないだろうか。そこには、19世紀の大規模移住により出現する「移動する農民の文化」という、新たな枠組みの必要性を感じる。

ベトナム統一以後のメコンデルタの水利開発と農業発展

河野 泰之（京都大学東南アジア研究所）

1980年代半ばの市場開放政策導入以降、メコンデルタの農業は急激な変貌を遂げた。これは二つの側面に集約される。一つはコメ生産の増大である。ベトナムは、1980年代末にコメの輸入国から輸出国に転じ、1996年には世界第2位のコメ輸出国となった。この急激なコメ生産の増加を支えたのがメコンデルタである。もう一つは、自給自足を主たる目的として営まれてきた複合農業（水稲作や野菜・果樹栽培、水産養殖、家畜飼育が結合した営農システム）が国内外の市場向けの生産に転換したことである。このような統一後のメコンデルタにおける農業発展のメカニズムは何か、そこにどのような地域的時代的特質を見出すことができるかについて検討しようとするのが本報告である。

一つの顕著なメカニズムは、水路整備に代表される環境形成技術と栽培技術などの環境適応技術の相補的な蓄積である。一般的に前者が工学的、行政的であり、後者は農学的、農民的であるとされている。メコンデルタにおいては、1970年代末から1980年代前半の社会主義システムが機能した時代に土地を収用し労働力を投入して水路が整備された。ドイモイ以降は、コメ生産・輸出重視政策のもと、整備された水路網を基盤として農民たちが自発的に営農技術を改善した。両者が結合した結果、コメ生産が飛躍的に増加した。国レベルの政治経済システムの変動を反映した環境形成技術と環境適応技術の展開が相乗効果を発揮した顕著な事例である。

このような内在的なメカニズムに加えて、外在的なメカニズムも作用した。メコンデルタにおいて多様な農業発展が顕在化したのは1990年代になってからである。国際社会において1990年代は、その視座が生産から環境へ、開発から自助努力へ、政府主導から住民参加へと転換した時代である。メコンデルタの農業の急激な変貌はこのような国際社会の援助と監視のもとに展開した。その顕著な例はエビ養殖である。ベトナムのエビ養殖は、近隣国で主流をなすエビに特化した集約型ではなく、マングローブ造林と水産養殖を兼ねた結合型が主流である。結合型のエビ養殖は、必要とする資本が小さく生産性が低く生産コストが高いが、養殖のみならず天然水産物も同時に漁獲することができ、かつ集約型と比較して持続的な生産が期待できる。現場レベルまで介入しようとする国際社会が技術のあり方を方向付けた。

第三点は農家の経営規模である。仏領期の大地所有制は統一以前の土地改革で崩壊し自作農が創出された。社会主義の導入で階層社会は解消されたかに見えたが、長期土地所有権の発行で土地の再配分は困難となり、農業生産が安定したために土地が投機の対象となって、近年は再び経営規模の格差が拡大している。ドイモイ以降の農業発展は小農が主役となり、農業的デルタを形成してきた。しかし大規模経営の出現は、農民企業家に主導される商業的デルタへの変貌という新たなメカニズムを生む可能性を秘めている。